

海老名市民間保育所運営費等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を得て設置した児童福祉施設のうち、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業者及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下別表において同じ。）の運営及び経営基盤の安定を図るため、民間保育所が行う保育に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、補助事業及び補助対象経費（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業のうち、補助の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する認定を受けた同法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもに限る。

（補助対象事業者）

第3条 補助の対象となる事業者は、民間保育所を経営する社会福祉法人等とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額により算出した額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市民間保育所運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、3月1日までに市長へ提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る補助対象事業については、当該年度の4月1日から適用するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが妥当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の不交付）

第7条 市長は、申請者又は補助金の交付決定を受けた者（以下これらを「申請者等」という。）が法令の規定、法令の規定に基づく所管庁の命令、処分若しくは定款その他これに相当するものに違反していると認めるとき又は施設の管理運営に適正を欠き、かつ、補助事業の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

2 市長は、前項に規定する要領に基づき、補助金の全部又は一部を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者等に通知するものとする。

（補助事業の変更交付等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に変更が生じるときは、海老名市民間保育所運営費等補助金変更交付申請書

(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助事業の内容を変更することが妥当と認めたときは、補助事業の内容の変更交付を決定し、その旨を海老名市民間保育所運営費等補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認等)

- 第9条 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、海老名市民間保育所運営費等補助金(中止・廃止)承認申請書(第6号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に係る書類等を審査し、補助事業を中止又は廃止することが妥当と認めたときは、補助事業の中止又は廃止を承認し、速やかにその旨を海老名市民間保育所運営費等補助金(中止・廃止)承認通知書(第7号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から20日以内又は当該補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに海老名市民間保育所運営費等補助金実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告に係る書類等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を海老名市民間保育所運営費等補助金確定通知書(第9号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 2 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に補助事業者の消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 10 号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

3 市長は、第 2 項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備及び保存）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存しておかななければならない。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

《平成 17 年 4 月 1 日・制定》

《平成 18 年 4 月 1 日・改正》

《平成 19 年 4 月 1 日・改正》

《平成 20 年 4 月 1 日・改正》

《平成 21 年 4 月 1 日・改正》

《平成 22 年 3 月 1 日・改正》

《平成 22 年 4 月 1 日・改正》

《平成22年 6 月17日・改正》

《平成22年10月 4 日・改正》

《平成23年 2 月10日・改正》

《平成24年 2 月10日・改正》

《平成24年 4 月 1 日・改正》

《平成25年 7 月 1 日・改正》

《平成26年10月 1 日・改正》

《平成28年 2 月15日・改正、平成27年 4 月 1 日・適用》

《平成28年10月 1 日・改正》

《平成29年 4 月 1 日・改正》

《平成30年 1 月24日・改正、平成29年 4 月 1 日・適用》

《平成30年 3 月19日・改正、平成30年 2 月 1 日・適用》

《令和 2 年 8 月14日・改正、令和 2 年 4 月 1 日・適用》

《令和 3 年 3 月 1 日・改正》

《令和 3 年 7 月 1 日・改正》

《令和 3 年 8 月 2 日・改正、令和 3 年 4 月 1 日・適用》

《令和 5 年 4 月 1 日・改正》

海老名市民間保育所運営費等補助金交付基準

1 民間保育所特別経常費補助金

補助金の種類	補助事業	補助対象経費	補助基準額
特別経常費	特別経常費	社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備（修繕を含む。）及び施設整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金	県の定める「民間保育所特別経常費補助金交付要綱」の民間保育所特別経常費補助金交付基準のとおり

2 保育緊急対策事業費補助金

補助金の種類	補助事業	補助基準額
低年齢児受入対策緊急支援事業	「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成27年3月31日付け次育第846号神奈川県知事通知）の「低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領」に定める必要経費	県の定める「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」の「低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領」の補助基準額どおり
民間保育所健康管理体制強化事業	「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成27年3月31日付け次育第846号神奈川県知事通知）の「民間保育所健康管理体制強化事業実施要領」に定める必要経費	県の定める「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」の「民間保育所健康管理体制強化事業実施要領」の補助基準額どおり
要保護児童保育所受入促進事業	「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」（平成27年3月31日付け次育第846号神奈川県知事通知）の「要保護児童保育所受入促進事業実施要領」に定める必要経費	県の定める「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」の「要保護児童保育所受入促進事業実施要領」の補助基準額どおり

3 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業

補助金の種類	補助事業	補助基準額
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業	「保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱」（平成29年7月20日付け次育第288号神奈川県知事通知）に定める補助対象経費	県の定める「保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱」の補助基準額どおり

4 子ども・子育て支援交付金

補助金の種類	補助事業	補助基準額
延長保育事業	延長保育事業の実施に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「延長保育事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県子ども・子育て支援交付金要綱」の「神奈川県延長保育事業実施要領」の補助基準額どおり
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県子ども・子育て支援交付金要綱」の「神奈川県多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要領」の補助基準額どおり
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「子育て短期支援事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県子ども・子育て支援交付金要綱」の「神奈川県子育て短期支援事業実施要領」の補助基準額どおり
一時預かり事業	一時預かり事業の実施に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「一時預かり事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県子ども・子育て支援交付金要綱」の「一時預かり事業実施要領」の補助基準額どおり
病児保育事業	病児保育事業の実施に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「病児保育事業実施要綱」及び県の定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の「病児保育事業実施要領」の補助基準額どおり

5 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

補助金の種類	補助事業	補助基準額
子育て支援員研修事業	子育て支援員研修事業に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」の「子育て支援員研修事業実施要綱」の補助基準額どおり
保育の質の向上のための研修等事業	保育の質の向上のための研修等事業に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」の「保育の質の向上のための研修等事業実施要領」の補助基準額どおり
新規卒業者の確保、就業継続支援事業	新規卒業者の確保、就業継続支援事業に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」の「新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要領」の補助基準額どおり
保育士等キャリアアップ研修事業	保育士等キャリアアップ研修事業に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」の「保育士等キャリアアップ研修事業実施要領」の補助基準額どおり
多様な保育研修事業	多様な保育研修事業に必要な経費	国の定める「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」の「多様な保育研修事業実施要領」の補助基準額どおり

海老名市民間保育所運営費等補助金交付基準

6 保育対策総合支援事業費補助金

補助金の種類	補助事業	補助基準額
保育士宿舍借り上げ支援事業	保育士宿舍借り上げ支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
保育人材等就職・交流支援事業	保育人材等就職・交流支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育人材等就職・交流支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
保育体制強化事業	保育体制強化事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育体制強化事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育体制強化事業実施要領」の補助基準額どおり
保育補助者雇上強化事業	保育補助者雇上強化事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育補助者雇上強化事業実施要領」及び県の定める「神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育補助者雇上強化事業実施要領」の補助基準額どおり
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
都市部における保育所等への賃借料支援事業	都市部における保育所等への賃借料支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要領」の補助基準額どおり
民有地マッチング事業	民有地マッチング事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「民有地マッチング事業実施要領」及び県の定める「神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「民有地マッチング事業実施要領」の補助基準額どおり
広域的保育所等利用事業	広域的保育所等利用事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「広域的保育所等利用事業実施要綱」の補助基準額どおり
保育利用支援事業	保育利用支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育利用支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
医療的ケア児保育支援モデル事業	医療的ケア児保育支援モデル事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」及び県の定める「神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要領」の補助基準額どおり
家庭支援推進保育事業	家庭支援推進保育事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「家庭支援推進保育事業実施要領」の補助基準額どおり
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	保育所等におけるICT化推進事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）実施要綱」の補助基準額どおり
潜在保育士再就職支援事業	潜在保育士再就職支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「潜在保育士再就職支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
3歳児受入れ等連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」の補助基準額どおり
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業に必要な経費	国の定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の「保育環境改善等事業実施要綱」の補助基準額どおり

7 短時間保育士雇上事業費補助金

短時間保育士雇上事業	短時間保育士雇上事業に必要な経費	県の定める「短時間保育士雇上事業費補助金交付要綱」の補助基準額どおり
------------	------------------	------------------------------------